

「特定健診へ行こう！ ～年に1度の健康チェック！！～」

羽曳野市国保では、40歳以上の方に1年に1回特定健康診査（特定健診）を実施しています。メタボリック症候群に着目した糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための健診です。今月から3回にわたり健康情報を連載します。第1回は羽曳野市医師会 平田 好正 先生にお話を伺いました。

消化器内科・内視鏡内科・内科
医療法人好友会 ひらたクリニック
平田 好正 医師



もっと早く検査を受けていれば…

進行がん、心疾患、脳卒中などの重病で見つかった方々がよくおっしゃられる言葉です。医師として、予防できたであろう病気が手遅れの状態で見つかった時ほど悔しく思うことはありません。様々な病や死をみさせていただいた一医師として、お話しします。是非、特定健診を受けてください。

もし、病気になっただけという影響があるでしょうか？

健康はあなた自身だけのことにように思いますが、あなただけのものではありません。あなたの病によって、あなたやあなたの家族、友人、周囲の大切な方々にもマイナスの影響を及ぼします。つまり、あなたの大切な人のためにもあなたの健康が必要です。あなたに健康でいていただきたいと切に望む家族、そして友人にかわってお話します。是非、特定健診を受けてください。防げる病気は、防ぎましょう！

では特定健診とはなんでしょう？

生活の質の維持や向上を目的に2008年4月から『高齢者の医療の確保に関する法律』により、健康保険組合等の保険者に実施が義務付けられました。

特にメタボリックシンドロームをいち早く見つけるための検査項目が網羅されています。

メタボリックシンドローム（いわゆるメタボ）は、内臓肥満に高血圧、脂質異常、高血糖などがあわさった状態を言います。これをいち早く見つけ、そこから起こるであろう動脈硬化を未然に防ぎ、脳卒中や心疾患などの予防を行うことを目的としています。

特定健診の対象年齢は40歳から74歳までの方が対象です。対象年齢の4月下旬頃に郵送で受診券が送られてきます。（保険者により送付時期が異なる場合があります。）羽曳野市では令和6年5月7日から令和7年3月31日まで特定健診を受ける事が出来ます。また、年度末までに75歳を迎える方は75歳の誕生日の前日までに受診しなければなりません。75歳になると後期高齢者医療保険に加入する事になりますので、75歳以上の方は、後期高齢者医療保険の健康診査を受ける事が出来ます。今年からは、羽曳野市の独自事業として20歳から39歳までの国民健康保険に加入されている方もプレ特定健診として受診することができます。

なお、特定健診の検査項目は以下のとおりです。

特定健診の内容（基本項目）

身体診察		問診 / 身体計測 / 腹囲測定 / 血圧測定
血液検査	脂質検査	中性脂肪 / HDL コレステロール / LDL コレステロール
	肝機能検査	AST (GOT) / ALT (GPT) / γ -GT
	血糖検査	空腹時血糖 / HbA1c
	腎機能検査	血清クレアチニン / e-GFR / 尿酸※
尿検査		糖及び蛋白の有無

※社会保険の特定健診で血清クレアチニン・e-GFR・尿酸は基本項目に含まれておりません。

また、羽曳野市内の医療機関で特定健診を受診する際に大腸がんの検診（便潜血検査）も同じ医療機関で受診できるようになりました！これらが無料で受けられますので、是非ともご活用ください。

（保険者によっては特定健診に自己負担金がかかる場合があります。また、大腸がん検診を実施していない医療機関もございますので、特定健診を受ける前に確認してください。）

もっと早く検査を受けていれば…

そうならないように、みなさんが健康な毎日を過ごせるよう祈っています。

<問合せ> 保険年金課 保健事業担当 内線 1761